

## 申請にあたっての注意事項

補助金の申請にあたっては「山梨県補助金等交付規則」、「省エネ・再エネ設備導入加速化事業費補助金交付要綱」及び本要領を遵守いただくとともに、以下の事項について十分にご理解いただき、申請してください。

- 1 本事業は、原油価格等の高騰に対応した賃上げに取り組む事業者の、エネルギーコストの削減推進を支援することが目的です。提出書類に基づき、事業計画内容や導入設備等を審査した上、予算の範囲内で交付決定等を行います。申請された内容が補助対象経費であっても、必ずしも交付決定されるものではありません。**交付決定とならなかった場合、申請に要した費用（行政書士代行費用等）は申請者自己負担となります。**また、本補助事業で導入する設備については、他の補助制度と重複して補助を受けることはできません。
- 2 **本補助金で導入した設備は申請者に管理義務が生じますので、設備や工事内容について十分に理解した上で申請してください。**審査時に申請者に対して申請内容の確認をしますが、**申請者自身が提出書類の内容を把握していない場合は、審査を中断し、不交付決定とする場合があります。**
- 3 **交付決定となった場合でも、補助対象期間内（最長で令和8年10月16日）に事業を完了し、実績報告書の提出がない場合は、補助金は受け取れません。**また、補助金の補助対象は、補助対象期間内に発注・契約、工事施工、支払い等の全てが完了した経費であって、証拠書類等により補助対象経費として確認できるものに限られます。例えば、発注、契約、納品、支払い等の日付のいずれかが上記期間外（令和7年10月8日以前又は令和8年10月17日以降）である経費が含まれる場合は、補助金は受け取れません。
- 4 **本補助事業は、交付決定された内容で実施する必要がありますが、補助事業を実施する中で、補助事業の内容の変更を希望する場合には、あらかじめ必ず事務局へ連絡し、変更の承認を受けなければなりません。**承認を受けずに事業を実施した場合や、変更が認められない場合は、**交付決定を取り消すことがあります。**
- 5 **支払いの事実に関する客観性の担保のため、支払い行為は申請者名義による銀行振込としてください（現金、小切手、手形等による決済では、補助金を受け取ることはできません（3ページ（2）9参照））。**
- 6 **本補助金により取得した財産については、設備の処分制限期間内は補助事業目的以外での使用、譲渡、担保提供、廃棄等が制限され、適切に管理しなければなりません。**処分する場合、**交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を返還いただくことがあります。**
- 7 **本補助金に関する収入・支出の帳簿や証拠書類は他の書類と区分して、定められた期間保管しなければなりません。**
- 8 **本補助金を交付した事業者名及び補助金額は県ホームページで公表します。**
- 9 **本補助金に関係する全ての提出書類において、その内容に事実と異なる記述は行わないでください。**虚偽の申請や不正行為が認められたときは、**当該補助金に係る交付の決定の取り消しを行うとともに、支払い済みの補助金のうち、取り消し対象となった額を返還しなければなりません。**
- 補助金に係る不正行為に対しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第29条から第33条において、刑事罰等を科す旨が規定されています。
- 10 補助事業の進捗状況や補助金使用経費の検査のため、補助事業実施期間中及び完了後に、県や国の機関が実地検査に入ることがあります。なお、検査により補助金の返還命令等の指示がなされた場合には、これに従わなければなりません。

## **【重要：補助金を申請するための要件について】**

### **豊かさ共創スリーアップ実践企業認証制度**

山梨県では、働く人のスキルアップを通じて企業の生産性・収益の向上を図り、賃金向上につながる「スリーアップ」の好循環を実現するため、その取り組みを実践している企業を認証する新たな制度「豊かさ共創スリーアップ実践企業認証制度」を創設しました。

スリーアップ実践企業認証制度では、従業員の成長、生産性向上と働きやすさ、賃金アップに取り組む企業を「スリーアップ実践企業」として認証し、企業イメージの向上や人材確保を支援します。

**本補助金の申請にあたっては、この認証制度の認証を受けていること（または認証を受けるための申請を済ませていること）が必要となります。**

**※補助金申請の添付書類に必要となります。**

**※個人事業主でも雇用する従業員が居る場合は同じように認証を受ける必要があります。**

**※個人事業主で雇用する従業員が居ない場合は（添付様式1～3号）の誓約書が必要です。**

**※認証のお手続きは、下記ホームページを参考にしてください。**

**※豊かさ共創スリーアップ実践企業認証制度の事務局は令和7年12月1日に公開されます。それまでは、県ホームページよりご確認ください。**

## **豊かさ共創スリーアップ実践企業認証制度**

**スリーアップ認証 山梨**

**検索**



**詳細は県HPを  
ご確認ください。**

## 【喚起】

- 1 補助金の交付決定通知書を受け取った場合であっても、将来的な補助金の支払いを保証するものではありません。事業完了後の実績報告書を審査し、申請時と異なる施工を行っている場合や補助対象経費として不適切な費用が計上されている場合、関係法令を遵守した施工を行っていない場合などが判明したときは、**補助金額を減額するか又は全額補助対象外として補助金を支払わない場合があります。**
- 2 第6次募集では、第1～5次募集までの実績を踏まえ、申請要領の内容や提出書類様式などを変更しています。過去の申請要領ではなく、必ず第6次募集の申請要領を確認し、必要な書類を提出してください。第5次募集までの書類で提出された資料については審査ができません。また、「以前の申請ではこの書類で認められた」という理由は、いかなる場合であっても認められません。
- 3 本補助金について、**県や事務局が、特定の事業者に補助金の勧誘を委託している事実はありません。**これら勧誘事業者等に指南され補助金申請を行った場合でも、補助要件を満たさないことや虚偽の申請であること、補助金受給額の不当なつり上げなどの不正行為が判明したときは、**申請者に補助金の返還義務が生じます。**  
申請者自身が申請要領を十分理解した上で申請してください。
- 4 不正行為が確認された場合は、申請者の名称、所在地及び代表者の氏名を公表します。また、設置工事事業者（その関連会社等も含む）が不正行為に関与していた場合は、設置工事事業者等の名称、所在地及び代表者の氏名を、その不正内容とともに公表します。
- 5 申請に当たって不明な点や不正に関する相談は補助金事務局へご連絡ください。  
不正疑惑に関する情報は、最寄りの警察への情報提供等をします。

省エネ・再エネ設備導入加速化事業費補助金事務局  
受付時間 9時～17時（土日・祝日、年末年始を除く）  
電話番号 055-267-7011  
ファックス番号 055-244-3339  
電子メールアドレス shoene66\_yamanashi@nta.co.jp